

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例  
の一部を改正する条例（案）

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成 30 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「身体障害」を「障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害」に改め、「含む。」の後に「、高次脳機能障害」を加え、「又は断続的」を「、断続的又は周期的」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同条第 4 号中「障害を理由として」を「障害者に対し」に、「不当な取扱い」を「不当な差別的取扱い」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果のあるものをいう。

第 17 条を第 19 条とし、第 16 条を第 17 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。  
(公表)

第 18 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 15 条を第 16 条とし、第 11 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 10 条に次の 1 項を加える。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「市は」の後に「、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話が言語であることの理解を促進するとともに」を加え、同条を第 10 条とする。

第 8 条第 1 項中「市」の後に「及び事業者」を、「踏まえ」の次に「、当該障害者

の性別、年齢、障害の状態等に応じて」を加え、同項中第10号を第13号とし、第9号の次に次の3号を加える。

- (10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (11) 選挙等を行うとき。
- (12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

第8条第2項中「及び事業者」を削り、「踏まえ」の次に「、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（以下「条例」という。）の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。